

# 公益質屋を経営する事業

公益質屋に関しては、需要が減少し、福祉的要素が後退していることから、公益質屋を経営する事業を社会福祉事業から除き、公益質屋法（昭和2年法律第35号）を廃止することとする。

## 1 公益質屋を経営する事業

低所得世帯を対象とし、質屋の手法により、簡易迅速な手続きで小口の資金を貸し付ける事業。

## 2 公益質屋を廃止する理由

### 1) 国民生活の安定

国民所得の向上、社会保障制度の充実等により国民生活が安定し、低所得者対策としての公益質屋事業の需要は減少。

### 2) 代替施策の充実

次のような代替施策が充実により、公益質屋事業の福祉的要素は後退。

- ① 母子寡婦貸付制度（母子及び寡婦福祉法）
- ② 生活福祉資金貸付制度（全都道府県社会福祉協議会で実施）
- ③ その他、各地方自治体が独自に資金貸付制度を整備

### 3) 事業実態の縮小

1)、2)のような事情から、戦後は昭和30年代をピークに、貸付金額及び貸付口数とも顕著な減少傾向にあり、設置箇所数も1か所のみとなっている。

